

基発第0318011号
平成17年 3月18日

大臣官房人事課長 殿

労働基準局長
(公印省略)

職員の無報酬兼業について

標記について、別添のとおり申請があったところであるが、兼業許可して差し支えないと認められるので、よろしくお取り計らい願いたい。

無 報 酬 兼 業 伺

氏名(ふりがな) おだ せい いち 小田 清 一		生年月日	[REDACTED]
印		現住所	[REDACTED]
官 職	所属局課名	厚生労働省労働基準局	
	所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2	
	官職名	安全衛生部長	
	俸給	[REDACTED]	
		(職務内容と責任の程度) 安全衛生担当の部長	
兼 業	勤務先	国立大学法人東京医科歯科大学医学部	
	所在地	東京都文京区湯島1-5-45	
	職名	非常勤講師	
	勤務時間	<input type="checkbox"/> 常勤 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤 8時00分から12時00分まで 年 1 回 1回当たり約 4 時間	
先	兼業予定期間	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 平成17年 4月 1日から 平成18年 3月31日まで	
			(職務内容と責任の程度) 医療制度・医療関連法規について、学生に講義を行う
兼業が官職に与える影響	(割り振られた正規の勤務時間の一部をさく必要のある場合は、さく時間数を記入する) 講義は年1回の予定であり、1回4時間程度であるため、官職に与える影響はない。 また、勤務時間内に開催される場合は、年次休暇を取得し対処することとし、官職に支障が生じる場合は兼業を放棄する。		
兼業を必要とする理由	国立大学法人東京医科歯科大学医学部において、学生に医療制度・医療関連法規の講義を行うことは、職務上得た専門知識・経験等を社会に還元するとともに、公務の活性化に資するものであることから、非常勤講師となることは適当であると考えます。		